

## ミャンマー連邦共和国

|                     |                                                                                                                               |                                         |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 国の概要<br>(外務省 HP より) | 面積                                                                                                                            | 680,000 km <sup>2</sup>                 |
|                     | 人口                                                                                                                            | 5,141 万人 (2014 年 9 月 (ミャンマー入国管理・人口省発表)) |
|                     | 首都                                                                                                                            | ネーपीドー                                  |
| 教育行政組織              |                                                                                                                               |                                         |
| 国                   | 教育省                                                                                                                           |                                         |
| 地方                  | 州または地方域教育局 (states/region), 県教育局(district), 郡区教育局(township)                                                                   |                                         |
| 教育課程基準              | ナショナル・カリキュラム・フレームワーク<br>(2019 年に初等から後期中等教育までのフレームワークが承認予定)                                                                    |                                         |
| 教科書制度               |                                                                                                                               |                                         |
| 教科書の定義              | 法律で定義されている。「教科書とは、学校や教員養成学校で使用するのために同法の下で組織された基礎教育カリキュラム・シラバス・教科書委員会によって発行された冊子を意味する」(基礎教育法第 1 条)                             |                                         |
| 発行主体                | 教育省によって発行されている。                                                                                                               |                                         |
| 国定、検定、認定などの制度       | 国定教科書。公立学校以外の私立学校などでは国定教科書の使用は義務ではないが、使われていることが多い。                                                                            |                                         |
| 採択・選定などの制度          | 国定教科書のためすべての公立学校で同じ教科書を使用する。                                                                                                  |                                         |
| 使用義務の有無             | 公立学校では使用が義務付けられている。                                                                                                           |                                         |
| 有償・無償               | 無償 (小学校は 2011 年から, 中学校は 2014 年から, 高等学校は 2015 年から無償化が開始)。                                                                      |                                         |
| 給与・貸与               | 給与                                                                                                                            |                                         |
| 教科書の特色              | 教育改革によって 21 世紀型スキルや児童中心アプローチが導入された教科書が作成され始めている (小学校は 2017 年から第 1 学年に, 中学校は 2019 年から第 1 学年に, 高校では 2020 年から第 1 学年に新教科書が導入される)。 |                                         |
| デジタル教科書の状況          | 作成されていない。                                                                                                                     |                                         |